

【表紙】
【提出書類】 変更報告書No.2
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 公益財団法人C B G M子ども財団
代表理事 児島 誠一郎
【住所又は本店所在地】 東京都港区南青山二丁目2番3号
【報告義務発生日】 2025年2月5日
【提出日】 2025年2月12日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 株券等に関する担保契約等重要な契約の締結

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	CBグループマネジメント株式会社
証券コード	9852
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（公益財団法人）
氏名又は名称	公益財団法人CBGM子ども財団
住所又は本店所在地	東京都港区南青山二丁目2番3号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2022年1月20日
代表者氏名	児島 誠一郎
代表者役職	代表理事
事業内容	「子どもたちの健やかな未来の実現」を継続的安定的に推進していくために、子どもたちを巡る貧困、虐待、いじめ、孤立などの課題解決ならびに教育、芸術文化などの振興・支援に取り組んでいる諸団体への助成・寄付等を事業目的とする。

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂9-5-12 パークサイドシックス305 サウスゲイト法律事務所・外国法共同事業 弁護士 飯谷 武士
電話番号	03-5414-8090

(2)【保有目的】

事業遂行のための基本財産としての保有を目的としております。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	294,916		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	294,916	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		294,916
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年2月5日現在)	V	2,461,848
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100)		11.98
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		11.98

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、2025年2月5日付で、C Holdings株式会社（以下「買付者」といいます。）との間で、提出者が所有する発行者の普通株式294,916株について、買付者が2025年2月5日に公表した公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を同日付で締結しております。提出者は、本応募契約において、本公開買付けに応募し、かつ、応募の結果成立した応募対象株式の買付けに係る契約を解除しない旨を合意しております。

本応募契約において、提出者が本公開買付けに応募する前提条件として、本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、本応募契約の締結日及び本公開買付けの開始日において買付者の表明及び保証が重要な点において（但し、当該事項が重大性又は重要性による限定を受けているときは、全ての点において）真実かつ正確であること、買付者が本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務が重要な点において履行又は遵守されていること、本公開買付けの開始日において、()発行者の取締役会において、利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含みます。）により、本公開買付けに賛同する意見（但し、金融商品取引法第27条の10第2項第1号に定める質問又は同項第2号に定める公開買付期間延長請求を伴わないもの）に限り、()を表明する旨の決議（以下「賛同決議」といいます。）及び発行者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議が適法かつ有効になされ、発行者によりその内容が公表されており、かつ、()発行者において賛同決議を撤回する又はこれと矛盾する内容の取締役会決議が行われていないこと、本公開買付けの開始日において、()発行者の取締役会が本公開買付けに関して設置した特別委員会において、発行者の取締役会が本公開買付けに賛同し、かつ、発行者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことは相当である旨の答申が行われ、かつ、()当該答申が変更又は撤回されていないことが規定されております。なお、上記の前提条件の全部又は一部が満たされない場合であっても、提出者がその裁量により本公開買付けに応募することは妨げられません。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	100
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	令和5年12月13日、寄付により102,359株を取得 令和6年6月18日、寄付により92,557株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	100

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地